

森町長 太 田 康 雄 様

住 所

氏 名

㊞

同 意 書

私は、森町空き家・空き地バンク制度の利用に当たり、制度の趣旨を理解した上で、下記事項について同意します。

記

- 1 森町暴力団排除条例（平成23年森町条例18号）第2条第2号の規定に該当する者でないことについて、町が関係機関に調査、照会する場合があること。
- 2 登録物件に対する利用登録者の優先交渉権は先着順とすること。  
なお、物件登録者は、優先交渉権を持たずに交渉を試みる者に対し、優先交渉権を持つ者の結果が分かるまでは、一切の交渉をしないこと。
- 3 登録物件の交渉、契約及び契約成立後の管理に係る<sup>かし</sup>瑕疵、トラブルその他損害が発生した場合は、物件登録者と利用登録者間又は物件登録者と宅地建物取引業者間で解決に当たるものとし、町へは責任を追及しないこと。
- 4 交渉を行う際は、円滑に進め、誠意をもって対応すること。  
また、利用登録者は、物件の交渉結果を、物件内見後2週間以内を目安に町へ報告すること。
- 5 制度利用に当たり、登録内容に虚偽があることが判明した場合や、町長が適当でないと認めた場合には、町が登録（物件登録・利用登録）を抹消する場合があること。
- 6 物件登録者は、バンク登録物件について、既に宅建業者に媒介を依頼している場合、バンク制度外で当該物件の契約が成立した際には、直ちに町へ契約成立の旨を報告すること。
- 7 利用登録に当たり、利用登録者の住所・氏名・電話番号等の連絡先を、町が物件登録者又は宅建業者へ通知すること。
- 8 制度利用者は、制度利用を通して得られた情報については、本バンク制度の目的のみに従って利用し、決して他の目的で利用しないこと。